

## 東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委託仕様書

### 1. 業務名

東彼杵町オンライン公共施設予約システム導入業務委託（以下「本業務」という。）

### 2. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（稼働開始は令和 9 年 3 月からを予定。同時に令和 9 年 4 月以降の年間予約の受付を開始する。）

### 3. 目的

東彼杵町の公共施設の予約においては、紙による申請を行っており、町民は施設の空き状況確認や予約・申請・決済のために施設の開館時間に窓口に行き、再度施設の解錠・施錠時に鍵の受け渡しを行っている。時間的制約があるため公共施設の使い勝手が悪く、気軽に公共施設を利用することができない町民も一定数おり、職員においても昔からの申請処理により非効率な業務を続けているなどの課題がある。

そのため、本業務は、東彼杵町における公共施設において、空き状況の確認から利用申込、キャッシュレス決済、許可証の受領及び施設の解錠・施錠までをスマートフォン等からオンラインでの手続きが可能となるようシステムを導入し、住民の利便性向上、職員及び管理人の窓口対応の短縮など施設管理における業務の効率化を図ることを目的とする。

### 4. システムの主な概要

- （1）システムはクラウド方式とし、受託業者が用意するデータセンターに設置したサーバーへ施設利用者また、当町の職員が各々の端末からアクセスしてシステムを利用するものとする。
- （2）スマートロック導入に係るシステム環境の構築、現場での鍵設置作業、インターネット環境整備、操作研修及びマニュアルを作成する。
- （3）既に予約を受けている利用申請を新システムへデータ移行する。

### 5. 実施スケジュール

本業務は、以下のスケジュールで実施することを予定している。

令和 9 年 1 月契約

令和 9 年 3 月から試稼働開始

### 6. 業務内容

- （1）対象施設

#### ① 施設名・室場等（別紙４）

システム導入の対象となる施設や室場、面数については、別紙に記載のとおりとする。

なお、施設室場及び面数については、多少の増減がある場合がある。また、施設室場ごとに管理する貸出備品や冷暖房等もあるため、それぞれに合った設定を行えること。

#### ② 施設の開館日及び開館時間

開館日、貸出時間帯等は各施設により違うため、それぞれに合った設定を行えること。

#### ③ システムの拡張性

将来において施設の統廃合等が行われ、施設名及び室場数の増減が予想されるが、その場合においても、職員側でマスタ設定等にて施設、室場、金額等の新規追加削除修正を簡単に行うことができること。

#### ④ 手続数

システム導入の対象となる施設の予約手続数は、おおよそ以下のとおり。

すべての処理データ（利用者情報・予約処理履歴等）を最低５年以上は保持する想定において、十分な容量・レスポンスを持たせること。

| 区分      | 件数       | 備考      |
|---------|----------|---------|
| 年間総利用回数 | 約30,000件 | 令和７年度実績 |

### （２）システム利用環境

システムの利用環境及び利用可能な機器は、以下の代表的なものにおいて、正常に表示・動作すること。

| 項目   | 利用者（PC）                                         | 利用者（PC以外）                                       | 職員等（PC）                             |
|------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 端末   | PC環境                                            | スマートフォン                                         | PC                                  |
| OS   | Windows/MacOS/                                  | iOS/AndroidOS                                   | Windows/ChromeOS                    |
| ブラウザ | ・ Microsoft Edge<br>・ Google Chrome<br>・ Safari | ・ Safari<br>・ Google Chrome<br>・ Microsoft Edge | ・ Microsoft Edge<br>・ Google Chrome |

### （３）システム構築業務

本業務の内容は次のとおりとする。

#### ①打合せ作業

システム設定の基準を、各施設担当者に説明し、協議のうえ詳細設定条件を決定し、登録を行うこと。

- ・ マスタ設定内容（料金、貸出時間帯、休館日、備品等）や施設の種類、減免の種類等。
- ・ 必要な帳票の種類及び表示内容

## ② プロジェクト管理

各作業の進捗、工程の管理作業を行うものとする。また、課題が発生した場合、対策・解決に向けての管理作業も行うこと。

## ③ パラメータ設定

システムの設定作業、その他の関連する作業を行うものとする。また、①の打合せ作業により決定した要件に沿って、当町の運用に合わせたシステム機能のパラメータ設定を行うこと。

## ④ システム構築

- ・ システム環境の構築

システムが稼働するためのクラウド環境の構築等を行うこと。

- ・ マスタデータ等の登録

システムを使用するうえで必要となる施設に関する情報（料金体系、貸出時間、備品等）や施設の種類、使用目的の種類、減免の種類等についてシステムに登録すること。

## ⑤ 動作確認・テスト運用

システムを利用する機器（業務端末・インターネットにつながったパソコン・スマートフォン等）上でシステムが問題なく動作することを確認すること。

## ⑥ システム操作説明

本システムサービスの機能を理解し、操作方法を習得するために履行期間中に、職員を対象に行うものとし、操作マニュアル、研修テキスト等を使用しながら、操作説明を実施すること。

## ⑦ 各種マニュアル作成

- ・ 管理運用側

システムを利用する職員用の操作マニュアル及び運用マニュアルを作成すること。内容については、容易に理解できるものとし、操作者が困った場合の対処マニュアルも作成すること。  
なお、システム管理者が交代した場合も後任者への引き継ぎを円滑に行えるよう、専門的な知識を前提としない運用マニュアルとすること。

- ・ 利用者側

システムを利用する住民への操作マニュアルを作成すること。

## ⑧ 既予約のデータの扱い

既に予約を受けている利用申請を新システムへデータ移行すること。既存の予約データは本町が受託者に提供する。

# 7. システム機能要件

## （１） 基本事項

職員及び利用者のOSやプログラム言語、ブラウザの利用状況に合わせ常に最新のバージョンに対応するものとし、必要となるソフトウェアのバージョンアップは受託者の負担において行うこと。また、対象施設及び設備等の変更等の各種操作が、プログラミング等の専門知識を必要とせず、当町にて実施できること。

## (2) 機能要件

システムの機能に関しては、「システム機能要件仕様（別紙3）」を参照すること。必須機能として記載する機能については、当町として求める機能ではあるが、受託者の提案をもとに調整を行う場合がある。

## 8. 運用及び保守

本システムの運用及び保守については以下のとおりとする。

- (1) 本システムは24時間365日稼働するものとする。ただし、システムの定期・非定期メンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。
- (2) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に当町の承認を得るとともに、公共施設予約システムのトップページにはメンテナンス中の旨を表示すること。
- (3) 契約期間中は、システムが停止することなく稼働するよう対策をとること。
- (4) 通常業務に支障のない適切なタイミングで定期的にバックアップを行い、システム障害やトラブル発生後も業務に支障が出ないようにすること。
- (5) OSやソフトウェア等の更新パッチ、セキュリティパッチは遅延なく適用すること。
- (6) 障害が発生した際に速やかに対応できる体制を作り、発生時には速やかに原因の切り分け及び復旧作業を行うこと

## 9. キャッシュレス決済

- (1) 管理者によるオンライン予約承認後、利用料金の決済を完了できる手段があること。
- (2) 利用者のオンラインキャッシュレス決済手段として、Pay Pay決済に対応できる手段があること。
- (3) 現在の窓口での現金納付及び納付書による納付は、オンラインキャッシュレス決済導入後も継続するため、予約管理システムにおいて利用者が決済方法を選択できること

## 10. その他要件

### (1) 安全性

- ① 個人情報の漏えい、データの改ざん・破壊防止等に対するセキュリティ管理を厳重かつ適正に遂行すること。
- ② 受託者は、個人情報の保護に関する法律及び情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の

保護に万全を期すこと。

## （２） 拡張（将来）性

- ① 組織変更によるマスタ変更の他、将来的な複数施設の追加等に対して柔軟に対応できること。
- ② 今後、スマートロック導入によるシステム連携やセキュリティ等の技術革新が行われた場合は、それに対応したシステム更新等を当町と協議のうえ積極的に行うこと。

## （３） 可用性

各々の機能が、業務上支障がない範囲での処理時間、応答時間となるように考慮し、システムが安定的に稼働するよう配慮すること。

## （４） 柔軟性

法改正等によるプログラムの変更等に柔軟に対応可能なシステム構成とすること。なお、軽微な改修は受託者負担とし、大幅な機能追加が発生する場合は別途協議する。

# 11. 特記事項

## （１） データ抽出及び移行

別のシステムへの変更の際は、全データをCSV等のファイル形式で抽出し、当町へ提供できるようにすることとし、併せて排出ファイルのデータ項目及び説明資料を掲示すること。また、その他データ移行等の作業が必要な場合については、当町と協議のうえ柔軟に対応すること。

## （２） 権利の帰属

- ・システムに関して作成されたデータや画像等の著作権については、当町に帰属するものとする。
- ・業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権等）を含む場合は、権利は受託者に保留されるが、当町は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- ・業務の成果品等に受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれている場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成果品等に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。

（３） 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は当町と協議を行うこと。

（４） 本仕様書に記載の事項または、本仕様を上回る対応について、その目的及び効果に関して優れた代替方法等を発案したときは、その発案に基づき、当町と受託者により協議のうえ、仕様を変更することができる。

# 12. 支払い

## （１） 支払時期

初期構築費は令和８年度末に支払うものとする。

(2) 支払条件

成果品の納入が完了次第、当町が導入に係る業務等及び納品書類について検査を実施し、その検査に合格した場合に、受託者に契約書に基づいて支払うものとする。

以上